

●香川県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（平成19年四国地方整備局告示第38号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

香川県

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 中讃流域下水道（金倉川処理区）

3 事業施行期間

平成17年3月31日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし